

監事監査規程

平成15年10月1日
独立行政法人日本貿易振興機構規程第18号
最新改正 令和5年1月1日

(監査の目的)

第1条 独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）の監事監査は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「独法通則法」という。）に基づき、機構の健全な業務運営を確保し、併せて社会的信頼に応える良質な法人の統治体制の確立に資することを目的とする。

(監査の対象)

第2条 監査は、次の事項につき実施する。

- 一 中期目標及び中期計画等に基づき実施される業務の監査
- 二 意思決定の状況の監査
- 三 内部統制システムの構築・運用状況の監査
- 四 財務諸表の監査
- 五 会計監査人における会計監査
- 六 会計監査の実効性を確保するための体制の確認

(監査の方法)

第3条 監査は、書面監査又は実地監査により行う。

- 2 書面監査は、会計関係証ひょう、契約書その他所要書類につき行う。
- 3 実地監査は、資産等の保全、管理状況及び現地における業務の運営状況につき行う。
- 4 監査は、監査計画に基づき年間を通じて実施するとともに、必要と認める場合に随時又は臨時に実施するものとする。

(監事間の情報の共有)

第3条の2 監事は、職務遂行上知り得た重要な情報を他の監事と共有するよう努めるものとする。

(監査費用)

第3条の3 理事長は、監事の職務遂行に必要な費用の確保に努めるものとする。

- 2 監事は、費用の支出に当たって、その効率性及び適正性に留意するものとする。

(理事長との定期的会合)

第3条の4 監事は、理事長と定期的に会合をもち、理事長の業務運営方針を確かめるとともに、機構が対処すべき課題、機構を取り巻くリスク、監事の職務を補助すべき職員（以下「補助職員」という。）の確保、監事への報告体制その他の監事監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、理事長との相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。

(監事監査の実効性を確保するための体制)

第3条の5 監事は、監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に遂行するため、必要な体制を整備するよう理事長に対して求めるものとする。

- 2 前項で規定する体制とは以下をいう。

- 一 役職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- 二 補助職員に関する事項
- 三 補助職員の役員（監事を除く。）からの独立性に関する事項
- 四 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(監査の計画)

第4条 監事は、監査方針、監査項目、監査方法、監査実施時期等について、年間の監査計画を作成するものとする。

- 2 監事は、監査計画の作成に際し、以下の点に留意するものとする。

- 一 業務運営に関する内部統制システムの構築及び運用の状況
- 二 機構が置かれた環境
- 三 会計監査人及び内部監査部門等の監査計画との調整
- 四 監査業務の分担

五 中長期な視点が必要となる事項の状況

3 監事は、監査計画を理事長に通知するものとする。

4 監査計画は、必要に応じ適宜修正するものとする。

(監査への協力)

第5条 監査を受ける者は、監事の要求があったときは、これに対し資料の提出又は説明をしなければならない。

2 前項のほか、監査を受ける者は、監査の円滑な遂行に協力しなければならない。

(監査に関する事務の補助)

第6条 監事は、その職務を執行するため必要があると認めるときは、理事長の承認を得て、職員に監査に関する事務を補助させる補助職員を置くことができる。

2 補助職員は、監査によって知り得た事項を他に漏らしてはならない。

3 補助職員が監査に関する事務に従事する際は、役員（監事を除く。）及び補助職員の属する組織からの独立性が確保されるものとする。

(監査結果の報告)

第7条 監事は、実施した監査方法及び監査結果、並びにその監査意見の形成に至った過程及び理由等を監査調査として記録し、理事長に通知すると共に、別に定める期間保存するものとする。

2 監事は、監査の方法及び結果を正確かつ明瞭に記載した監査報告を作成し、理事長及び経済産業大臣に提出するとともに、その内容について説明を行うものとする。

3 監査報告には、経済産業省令において記載しなければならないとされた事項のほか、別途監事が報告の必要性を認めた事項がある場合にはその具体的な内容を記載するものとする。

4 監査報告は、原則としてこれを公表するものとする。公表は、事務所に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

5 監事は、監査の結果に基づき、是正又は改善が必要であると判断したときは、理事長又は経済産業大臣に対してその旨の意見を提出するとともに、是正又は改善の状況について必要な確認を行うものとする。

(監査報告に基づく措置)

第8条 理事長は、前条第1項に規定する通知又は第2項に規定する報告に関し、改善を要する重要な事項があると認めるときは、遅滞なく当該事項につき関係の責任者に命じて改善措置をとらせなければならない。

2 理事長は、前項により、業務の是正又は改善をする必要があると認められた事項については、監事に対しその結果を通知するものとする。

(会議への出席及び意見の開陳)

第9条 監事は、役員会その他業務に関する重要な会議に出席して意見を述べることができる。

(文書の閲覧)

第10条 監事は、業務運営に関する全ての文書を閲覧できるものとする。また、監事は必要があると認めるときは、役職員に説明を求め、又は意見を述べるものとする。

2 監事は、所定の文書、規程類、重要な記録及びその他の重要な情報が適切に整備され、かつ、保存及び管理されているかを調査し、必要があると認めるときは、役職員に説明を求め、又は意見を述べるものとする。

3 次の各号に掲げる文書は、事前又は施行前に監事の閲覧に供する。

一 規程及び内規の制定並びに改廃に関するもの（軽微なものを除く。）

二 経済産業大臣に対する認可、承認、認定の申請、又は届出、報告その他の重要文書

三 業務運営の基本方針に関するもの

四 1件当たり3,000万円以上の契約に関するもの

五 検査機関又は監査機関に提出するもの

六 訴訟又は訴願に関するもの

七 その他重要なもの又は異例に属するもの

4 次の各号に掲げる文書は、監事の閲覧に供する。

一 経済産業大臣からの認可、承認、認定又は届出に関するもの

二 検査機関又は監査機関からの通知文書

三 その他業務に関する重要な報告

(役職員に対する調査等)

第10条の2 監事は、独法通則法に基づき、役職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は機構の業務及び財産の状況の調査をすることができるものとする。

2 監事は、必要に応じ、ヒアリング、往査その他の方法により調査を実施し、十分に事実を確認し、監査意見を形成する上での合理的根拠を求めるものとする。

(他の監査機関等との連携)

第10条の3 監事は、監査室及び業績評価部門と緊密な連携を保ち、組織的かつ効率的な監査を実施するよう努めるものとする。

2 監事は、監査室からその監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めることができるものとする。また、監事は、監査室の監査結果を内部統制システムに係る監事監査に実効的に活用するものとする。

3 監事は、機構の役員(監事を除く。)のほか、内部統制機能を所管する部署から内部統制システムの構築及び運用の状況について定期的かつ随時に報告を受け、必要に応じて説明を求めることができるものとする。

(会計監査人との連携)

第10条の4 監事は、会計監査人から役員(監事を除く。)の職務の執行に関して不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があることを発見した旨の報告を受け、必要と認める場合は、理事長に報告するとともに、経済産業大臣に報告するものとする。

2 監事は、その職務を行うため必要があると認めるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることに加えて、積極的な情報交換を行うこと等により、会計監査人と緊密な連携を保つことに努めるものとする。

3 監事は、会計監査人から提出された会計監査報告の参考資料に記載された内容について会計監査人に質問するなど、会計監査人からもたらされた情報を自らの監査業務に活用するものとする。

(独立行政法人評価制度委員会等との連携)

第10条の5 監事は、独法通則法に基づき総務省に設置される独立行政法人評価制度委員会の意見等が業務運営に適切に反映されていることを確認することや経済産業大臣に提出した監査報告を同委員会に送付すること等により、同委員会との連携の強化に努めるものとする。

2 監事は、会計検査院、総務省行政評価局、財務省等の第三者機関が実施した調査等の情報を収集し、監査業務への活用に努めるとともに、これらの機関等が実施する監事や補助職員等を対象とする研修への積極的な参加を通じて、職務遂行能力の向上に努めるものとする。

(決算報告書等に対する意見)

第11条 監事は、決算報告書及び財務諸表につき監査した場合は、意見を付さなければならない。

(事故等の場合の監事への報告)

第12条 業務上の事故その他業務運営に大きな影響を及ぼすと認められる事項が発生したときは、関係の責任者は、直ちに文書又は口頭により監事に報告しなければならない。

(不正行為等の報告)

第13条 監事は、独法通則法に基づき、役員(監事を除く。)が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は独法通則法、独立行政法人日本貿易振興機構法(平成14年法律第172号。以下、「個別法」という。)若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実を認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、経済産業大臣に報告するものとする。

2 監事は、役職員から、他の役職員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあるとの報告を受けたとき、又は独法通則法、個別法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるとの報告を受けたときで、必要と認める場合は、理事長に報告するとともに、経済産業大臣に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。